

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成29年3月16日（木）17:22～17:31
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授

#### <関係省庁>

村田 有 内閣府民間資金等活用事業推進室参事官  
山川 剛志 内閣府民間資金等活用事業推進室主査

#### <事務局>

坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 コンセッション事業者に対する施設利用許可権限の付与
  - 3 閉会
- 

○事務局 お待たせしました。

内閣府のPFI室に来ていただいております。今般の国家戦略特区法の改正法案の中にも盛り込まれました、3月10日に閣議決定されました改正法案の中にも、コンセッション事業者の施設経営の自由度向上ということでして、検討規定ということで盛り込まれましたけれども、PFI室と総務省でやりとりをされていた特定の第三者への施設利用をさせる方式ということでのスキームということで、ガイドラインの新旧対象表ということで作成されていて、長い間、両省庁、あとは法制局なども含めて協議をされていましたけれども、今後それを公表していくに当たって、どういう結果に落ち着いたかということと、どういうもので出していくかれるのかということで、今回御説明に来ていただいております。

八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところ、いつもありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○村田参事官 資料につきましては、まだ確定しておりませんので非公表でお願いします。まず最初に、この1枚の紙を見ていただきまして、これは2月17日の未来投資会議の資

料なのですけれども、そちらに基づきまして、御説明申し上げます。大きく分けまして、1ポツ、2ポツと書いておりますけれども、1ポツが現行法上できることについて書かせていただいておりまして、2ポツにつきましては、現行法上できないので、先ほど御担当から御説明があったとおり、国家戦略特区区域法の改正法案において検討条項を設けまして、平成30年の通常国会にPFI法の改正を目指すという話になっております。今現行法上できる部分につきましては、今年度中に運営権ガイドラインを改正いたしまして、その方式について周知したいと考えているところでございます。それを二つ目の固まりである新旧対照表のほうに表現しているということでございます。

新旧対象表の説明に入る前に、現行法上何ができるのかというのが1ポツの①と②に書いておりまして、一つ目のはうですが、対象施設を普通財産化する。その上で、コンセッション事業者に貸し付けるというのが一つ現行法上でできる方法です。もう一つは、普通財産化しないで行政財産をコンセッション事業者に貸し付けること、それをまたさらに契約に基づきまして特定の第三者に貸す場合につきましては、施設の目的の範囲外の使用に供する場合については現行法でもできますので、その旨をガイドラインに書くということでございます。

1ポツの①、②の話をこのガイドラインの新旧対象表を見ていただきたいのですけれども、どのように表現しているかという部分なのですが、5ページを見ていただきたいのですけれども、これも12月頃に御説明させていただきました内容に、先ほど申しました1ポツの①の普通財産化という部分を付け加えた案文になっております。

5ページの（9）の部分を見ていただきたいのですけれども、①、②と書いておりますが、①については、指定管理者制度の併用をして行政処分を行うという話と、②のはうについては、PFI法もしくは自治法に基づきまして公の施設を特定の第三者に貸し付けるという方法が書いてあるということでございます。

6ページを見ていただきたいのですけれども、「当該第三者に」と書いてありますが、二つの方法を書いた上で、当該第三者に利用権を設定して利用させる行為が公の施設の設置の目的を達成するためのものである場合については行政処分しかできません。それ以外の場合については転貸スキームでできますということが書いてあるということでございまして、これも①、②、どちらになるのかという振り分け、目的内外の判断というのは地方公共団体によって判断されますということを書いております。

これは昨年12月頃に御説明した内容と基本的に変わりはございません。それに加えて、先ほど申しました普通財産化の話を（10）のほうで書かせていただいているという整理でございます。

普通財産化すれば、賃貸者契約等を締結して、運営権者が当該施設の賃借権を得た上で、第三者に転貸できますということは書かせていただいているということでございます。

御説明は以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

この普通財産化するためには、どういう手続が要るのですか。

○村田参事官 (10) に書いてあるのですけれども、条例の改正とか廃止によって公の施設としての位置付けを見直すことになります。

○八田座長 特にお金がかかるとか、そういうものではないのですね。

○村田参事官 それはないです。

○八田座長 そうすると、これは事務局に伺いたいたのだけれども、福岡市の場合、今回の1のガイドラインの改正によってできるようになったこと、まだできなくて2の改正が必要なこと、これは具体的な中身としてはどんなものでしょうか。

○事務局 福岡市につきましては、PFI方式でクルーズターミナルの整備と、MICE施設といってホールですとか、そういったものを新設したいと言われております。

クルーズターミナルにつきましては、こちらのガイドラインで店子を呼んだりできるということですので、できるようになったことと言えば、クルーズターミナル等については、これでコンセッション事業者が店の店子とかを呼べるということでできるようになったこと。

もう一つは、ホールとかの運営につきましては、ホールを造って、第三者に貸して営業させたりするというのは、まさしく公共施設の本来の目的になりますので、それにつきましては、このガイドラインの改正ではできない、法律改正でないとできないということございます。

ちなみに普通財産化につきましては、行政が施設を最初から自分たちの税金で造るとなったときに、行政の目的で造りませんというはどうしても難しいので、自治体が造る以上は行政財産が通常の大原則という形になりますので、普通財産化にいきなり指定というのは難しいというのが現状でございます。

○八田座長 そうすると、この普通財産化をしないで、行政財産を貸付けることで解決するというのが、今の福岡市での活用をする方法だということですね。

○事務局 はい。

○八田座長 御説明はよく分かりました。本当にお忙しいところをどうもありがとうございます。大前進で良かったです。

○事務局 すみません。スケジュールだけいただいてよろしいですか。

○村田参事官 冒頭に申し上げましたとおり、今年度中に運営権ガイドラインを改正いたしまして、今現行法上できることを明確にします。

○八田座長 今年度中ってもう3月ですよ。

○村田参事官 3月末です。今パブコメは大体終了しました、2ポツで書いておりますけれども、できることについては、平成30年の通常国会に提出予定のPFI法の改正法案に盛り込みたいということを考えております。これがスケジュールです。

○事務局 これはもう終わられたのですね。

○村田参事官 終わっていますね。

○山川主査 パブコメは今日までです。

○事務局 ありがとうございます。

○八田座長 事務局、よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。